

# 中小企業経営改善計画策定支援研修〔理論研修〕について（募集要項） （平成 29 年度 関西校開催）

## 1. 研修のねらい

本研修は、経営革新等支援機関として中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対し、経営改善計画等の事業計画策定支援を通じて、専門性の高い支援を行い、事業計画策定の支援方法や中小企業の管理会計に係る基本知識に加え、支援者として求められる財務・税務・金融等の専門的知識を付与することを目的としています。

## 2. 研修の特徴

- ① 中小企業・小規模事業者の経営改善計画等の事業計画策定支援の前提となる管理会計の基本知識と財務・税務及び金融等の専門知識を付与し、実効性を確保するカリキュラムです。
- ② 中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対応するための支援全般で必要とされる創業・事業承継・海外展開・事業再生等の専門知識も総合的に習得できます。
- ③ 企業経営の定性的かつ定量的な実態把握、経営課題抽出、それらを踏まえた経営改善による売上向上の実行に向けた支援策の策定等について、座学による講義形式の学習だけでなく、受講者一人一人の理解度を更に多面的に深めるために受講者と講師との双方向性を醸成することにも重点置いた「受講者参加型の業種・業態のケース教材による演習形式」を取り入れております。
- ④ 4日間×3コース+5日間×1コース（1コースは30時間）の17日間・120時間で構成されています。

## 3. 受講対象者

中小企業診断士、社労士、行政書士、司法書士、経営士等の士業、NPO法人及び民間コンサルタント、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他中小企業の経営力強化支援法に基づく経営改善計画の策定支援を実施する者。認定支援機関を既に取得済みで中小企業支援全般の能力向上を目指す役職員も受講できます。

### 受講条件

- ・ 企業会計、財務に関する知識を有すること。
- ・ 経営戦略、経営計画の基礎知識を有すること。
- ・ 所得税、法人税、消費税、租税特別措置法など税制の基礎知識を有すること。
- ・ パソコンを活用する授業もあるため、マイクロソフト社の Excel、Word の操作に支障がないこと。
- ・ 研修ではノート PC を使用するため、受講者自身が持参すること。
- ・ Mac では起動できない場合があります。Windows の PC をご用意ください。  
また、SurfaceRT もご使用いただけません。どうしても、ご利用できない場合は、事前に事務局にご連絡ください。

### 受講方法および専門的知識判定試験の受験資格

以下の国の認定制度に基づく計画の策定支援の関与度合いに応じて、受講するコースが一部免除されますので、実務経験に応じてお申込みください。**なお、実務経験の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。受験コースの**

判断に迷う場合は、認定申請書の提出先である経済産業局に必ずご確認ください。

- ① 経営革新計画、異分野連携計画、農商工連携計画、地域資源計画等の関与が無い方については、4. の研修[1]～[4]の4コースの全てを受講し、研修を修了することにより、専門的知識判定試験の受験が可能です。
- ② 経営革新計画、異分野連携計画、農商工連携計画、地域資源計画等の関与が1回または2回関与している方は、2ページの4. の研修 [3] 及び研修 [4] の2コースのみを受講し、研修を修了することにより、専門的知識判定試験の受験が可能です。（[1]及び[2]の研修は受講免除となります）

※なお、所定出席日数の90%以上出席できない場合は、当研修の修了要件を満たさないため研修修了とならず、認定申請に必要な専門的知識判定試験も受験できませんので、ご注意ください。

※研修は[1]～[4]（17日間）のコース、免除規定を適用した[3]～[4]（9日間）のコースのみしかございません。また、研修受講後、選択したコースが誤っていたことが発覚した場合、コースの変更、研修受講料の返還等は行うことはできませんのでご留意下さい。

#### 4. 研修の構成・期間

研修は4回コース（1コース・30時間×4回＝17日間・120時間）

コース	日程	研修概要
中小企業経営改善計画策定支援研修 [1]（4日間）	平成29年7月18日（火）～ 7月21日（金）	管理会計の基本的知識と経営への活用
中小企業経営改善計画策定支援研修 [2]（4日間）	平成29年8月21日（月）～ 8月24日（木）	経営戦略、経営計画策定の基本的知識
中小企業経営改善計画策定支援研修 [3]（4日間）	平成29年9月11日（月）～ 9月14日（木）	経営改善計画の策定方法
中小企業経営改善計画策定支援研修 [4]（5日間）	平成29年10月2日（月）～ 10月6日（金）（※）	経営改善計画の実行支援の手法

※10月6日（金）の全講義終了後に専門的知識判定試験を実施いたします。

#### 5. 専門的知識判定試験の実施

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定を受けようとする理論研修修了者に対して試験を実施し、合否を判定します。

##### 試験概要

- ① 学習した知識（会計、税務、経営戦略）の修得度確認と、経営計画策定に係る手法・技法の最適な活用方法の習得度の確認を目的とした、記述（空欄補充・計算問題）または選択式の試験。
- ② 後日、合否の判定結果を郵送いたします。不合格の場合は、中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。（ただし、再度、本研修を受講する必要はありません。）

## 6. 研修会場・試験会場

中小企業大学校関西校  
〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡 1929  
(最終ページの交通案内図をご参照ください)

## 7. 募集定員 30名

※郵送による申込先着順で受入れ、定員になり次第締め切ります。  
※受講申込者が多数の場合は、専門的知識判定試験を受験される方を優先いたします。

## 8. 受講料

- ①研修[1]～[4]の4コースすべてを受講する方 99,000円(税込)
- ②研修[3]、[4]のみ受講する方 50,000円(税込)

## 9. 受験料

専門的知識判定試験を受験希望する方は、8.の受講料のほかに、受験料5,000円(税込)が必要です。

## 10. 受講申込みから受験までのスケジュール

- (1) 申込受付期間：平成29年4月18日(火)～5月26日(金) 必着



- (2) 受講決定通知書兼請求書の送付：開講日の約1か月前から順次郵送します。



- (3) 受講料・受験料の納付期限：平成29年7月4日(火)



- (4) 開講日：

- ①研修[1]～[4]の4コースすべてを受講する方：平成29年7月18日(火)
- ②研修[3]、[4]の2コースを受講する方：平成29年9月11日(月)



- (5) 試験日：平成29年10月6日(金) 17:30～19:00(予定)

※受験票は、研修を修了された方に当日お渡しいたします。

## 11. 申込方法

- (1) 申込書類の送付

ホームページ掲載の様式「受講申込書」にご記入の上、必ず写真を貼付して、上記の申込書類受付期間内に郵送(必着)してください。

## 申込書類の送付先

〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡 1929 中小企業大学校関西校 研修課あて

※封筒の表に「理論研修受講申込書在中」と赤字で記載してください。

※申込書はホームページに掲載されている書式（WordまたはPDF形式）を印刷してご使用ください。

※申込方法は郵送のみとさせていただきます。F A X、メールによる申込は受付けておりません。申込書を直接持参で提出することはできません。

なお、ご提出いただいた書類は、原則、返却致しませんので予めご了承ください。

## (2) 受講料及び受験料のお振込み

納付期限：平成 29 年 7 月 4 日（火）

- ①研修[1]～[4]の4コースすべてを受講する方受講料（99,000円）及び専門的知識判定試験を受験希望する方は、受験料（5,000円）の合計104,000円をお振込みください。
- ②研修[3]、[4]のみ受講する方受講料（50,000円）及び専門的知識判定試験を受験希望する方は、受験料（5,000円）の合計55,000円をお振込みください。

## 振込の際の注意

- ・専用の振込用紙はありません。各銀行に備付けの用紙またはATM等をご利用ください。
- ・受講料等の振込名義は、個人受講については本人名を、それ以外の機関派遣については必ず認定を受ける機関名を記入して下さい。
- ・必ず電信振込指定をお願いします。（文書振込みはお使いいただけません。）
- ・振込票（控え）を持って領収書に代えさせていただきます。
- ・振込票（控え）・利用明細書等の振込金額・振込日時・振込先が記載されたものは後日確認させていただく場合がございますので、大切に保管してください。
- ・期限日までにお振込み頂けなかった場合、受験できない場合がございますのでご了承ください。

## 12. 個人情報の取り扱い

本研修の応募のためにご提出をいただいた個人情報については、本研修の実施と運営に関する範囲で取り扱います。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。

また、本試験の応募のためにご提出をいただいた個人情報については、試験の実施と運営ならびに認定支援機関を申請した際の確認等に関する範囲で取り扱います。

### 13. 中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）に関するQ & A

#### <受講条件について>

Q 1 : 受講条件に挙げられていることは必須ですか？

A 1 : 本研修は、中小企業の経営改善計画策定支援のための専門的知識を得ていただくことを目的としておりますので、そのために必要な基本的な知識（財務、会計、経営計画の知識と経営改善計画書を策定するために必要なパソコンスキル）は最低限持ち合わせていることは必須条件となります。

Q 2 : 専門的知識判定試験を受験しないのですが、研修は受講してよいのでしょうか？

A 2 : 本研修は中小企業経営力強化支援法の経営革新等支援機関の認定を受けようとする方を対象者としておりますので、応募多数の場合は、専門的知識判定試験の受験を希望する方を優先させていただきます。

Q 3 : 研修[1]、研修[2]の受講が免除されるのはどういう条件ですか？

A 3 : 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」による「経営革新計画」、「異分野連携新事業分野開拓計画」、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」による「農商工等連携事業計画」、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」による「地域産業資源活用事業計画」、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」による「事業再構築計画」等、国の認定制度に基づく計画の策定支援に1回または2回関与した場合は、研修[1]、研修[2]の受講が免除されます。

なお、受講コースの判断に迷う場合は、認定申請書の提出先である各経済産業局に必ずご確認ください。

#### <申込書類について>

Q 4 : 受講申込者の記入方法や振り込みの際の注意点はありますか？

A 4 : 受講のお申込みは、認定を受けようとする機関名でお申込み下さい。また、お振込みも同じ機関名でお振り込み下さい。キャンセルなどにより当校より返金の手続きをする場合、そのお振込先名あてにお振り込みいたします。

法人でお振り込みを受けて個人に返金、あるいはその逆など、申込名称以外のところへ振込みすることは、トラブルの原因となりますので、同一名称で手続きさせていただきます

Q 5 : 受講申込書欄の「所属長役職」と「所属長名」は誰にしたらよいのですか？

A 5 : 当校からの指定はありません。事務処理の関係などで、ご都合の良い方をご記入ください。但し、同一機関で複数名受験される場合は、所属長は同一人にしてください。また、個人で申し込まれる場合は、記載は不要です。事務連絡担当者名の欄は「本人」とし、住所、連絡先を記入してください。

Q 6 : 写真は、自分のデジカメで撮影したものでもいいですか？また、申込書に直接印刷してもいいですか？

A 6 : 本人確認のために使用しますので、顔がはっきりと確認できるもので、画像処理していないものであれば構いません。また、写真は貼付せずに直接申込書にプリントして

も構いません。（写真が不鮮明な場合は、再送付をお願いすることがございます。）

### <専門的知識判定試験について>

Q7：この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A7：受講するだけでなく、当校の所定の修了要件を満たす必要があります。研修を修了した方だけが当該試験を受験することができます。

Q8：試験の結果はどのようにお知らせいただけますか？

A8：試験終了後、採点及び合否の判定をして全員に合格・不合格の結果を郵送でお送りします。なお、合格者に送付する合格通知書は経営革新等支援機関の認定申請の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

Q9：不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A9：理論研修を修了された方で、専門的知識判定試験に不合格であった方は、中小企業大学校が実施する同試験を再度受験することができます。ただし、再度受験される場合は、受験料（5,000円）と修了証書が必要となります。

### <その他>

Q10：宿泊先は大学校側で用意していただけるのですか？

A10：宿泊先はお手数ですがご自分で確保してください。

なお、関西校の福崎寮をご利用の場合は、別添の受講申込書下段に掲載の「入寮申込」より選択してください。

※福崎寮については関西校のホームページを参照ください。

Q11：受講決定後に急用等で受講できなくなった場合に、振替して受講することはできますか？

また、本人が受講できない場合、代わりに同じ機関に所属する他の者が受講することはできますか？

A11：お申込みいただいた研修コースの決められた日程以外では、受講できません。

また、お申込者本人以外は受講できません。



#### 14. お問い合わせ先

中小企業大学校関西校  
 〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡1929  
 TEL：0790-22-5931

- JR（電車）をご利用の方：播但線福崎駅（姫路駅から約30分）下車、北西へ徒歩 30分、又はタクシー5分



- お車でお越しの方：(1) 中国自動車道福崎 I.C. より播但連絡道路へ入る。  
 (2) 播但連絡道路福崎北ランプより一般道へお入り。  
 (3) 福崎北ランプから関西校まで車で15分 ※無料駐車場有



以上